

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 5 月 22 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601189 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700032 号

第1 結論

請求者のA社における平成13年10月1日から平成14年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成13年10月から平成14年9月までの標準報酬月額については、15万円から22万円とする。

平成13年10月から平成14年9月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成13年10月から平成14年9月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和40年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成13年10月1日から平成14年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、平成13年10月1日から平成14年10月1日までの期間の標準報酬月額が実際に支給された給与に比べて低額なので、調査の上、年金額に反映するよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、15万円と記録されているところ、請求者から提出された給与振込口座の預金通帳の写しにより、当該期間におけるA社からの給与振込額は、オンライン記録の標準報酬月額を超える18万円から22万円程度であることが確認できる。

また、請求者は、平成13年1月から平成14年5月までの期間に係る給与明細等を基に作成したとする家計簿を提出しているところ、同じく請求者から提出された給与振込口座の預金通帳の写しで各月の給与振込額が確認できる期間（平成13年4月から平成14年10月まで）のうち、請求期間の平成13年10月から平成14年5月までについては、家計簿に記載された各月の給与から厚生年金保険料等の控除額を差し引いた金額は、上記預金通帳の写しの各月の給

与振込額と一致していることから、当該期間については、22万円の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、請求期間のうち家計簿に記載がない平成14年6月から同年9月までの期間についても、上記の預金通帳の写しで確認できる当該期間の給与振込額及びA社から提出された給与ソフト上のデータをそのまま反映させたとする「平成14年社会保険料改定一覧(*)」において、請求者の平成14年10月の定時決定における従前の標準報酬月額が、22万円と記載されていることから、22万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたと推認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、上記家計簿及び預金通帳の写しにより確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成13年10月1日から平成14年10月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないと判断せざるを得ない。